

介護現場における生産性向上等 について

和歌山県 長寿社会課 振興班

介護現場における生産性向上について①

- ・令和6年度介護報酬改定では、生産性向上に資する取組を促進

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。＜経過措置 3 年間＞

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

- 介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

介護現場における生産性向上について②

- ・令和7年度以降、処遇改善加算に係る取組において、生産性向上のための取組が必須

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる
 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事課課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

介護現場における生産性向上について③

生産性向上ってナニ？
何をしたらいいの？



介護ロボットを
導入したい

委員会を設置
したい

参考事例を
知りたい

書類の転記を
なくしたい

介護助手を
導入したい

事業所の課題が
わからない

職員が辞めていく
ムダな業務多い



ご相談ください！

無料

和歌山県介護生産性向上総合相談センター

介護事業所の取り組みを支援します

- 事業所からの相談対応
- 専門家による伴走支援
- 先進事例の紹介
- 研修会（ワークショップ）開催
- 各種情報提供

県社協広報誌で
一部をご紹介します！



お問い合わせ先

☎ 073-435-5225（県社協内）

受付時間 平日 9時～17時



ホームページ

相談フォーム
ご利用ください！



「ケアプランデータ連携システム」の活用について①

書類の郵送やFAXの
送付が大変...



手入力が多く
転記ミスが起こりがち...



書類の管理と
やりとりが煩雑で混乱...



デジタル化で解決!



居宅介護
支援事業所

予定



実績



予定



実績



居宅サービス
事業所

「ケアプランデータ連携システム」の活用について②

介護をつなぐ。心をつなげる。

ケアプラン データ連携システム



ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。

公益社団法人
国民健康保険中央会
AG - Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムとは

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、
オンラインで完結できる仕組みです。



介護分野の生産性向上を図り、いきいきと働ける職場を実現するためには、
ICTを介護現場のインフラとして活用することが重要です。

厚生労働省では、事業所間でやりとりされる情報について、
データ連携の約束事を「ケアプラン標準仕様」として定めています。

その約束事に従って、異なる介護ソフト同士でも安心してつながれる基盤として、
国民健康保険中央会は「ケアプランデータ連携システム」を提供します。

3つのメリット

🔍 かんたん

計画書(1表、2表)や提供票データ(6表、7表)といった
CSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで準備完了。
郵送やFAXなどの送付の手間から解放。



🛡️ あんしん

記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求
で使用されているセキュリティ方式を採用し、安全性は万全。
導入から運用まで、安心のサポート体制を提供。



💰 さくげん

やりとりにかかる業務時間を約1/3に抑えられる研究結果が
あります。費用については、ライセンス料一月あたり1,750円ので
ご負担で、年間約80万円の削減が見込めます。



(出典：令和2年度法人健康保険事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」)

「ケアプランデータ連携システム」の活用について③

推奨の言葉

「今の時代に、なくてはならないもの」だと思います。
ケアマネジャーの仕事である「モニタリング」は
人が行わなければならないものですが、もう一方の
「給付管理」は効率化が可能な事務作業です。
「給付管理」の時間を短くして、「モニタリング」に
あてれば、ケアマネジメントが非常に豊かになって
いくと思います。



国際医療福祉大学大学院
医療福祉経営専攻
石山 薫子教授



尼宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント
長谷川 徹代表

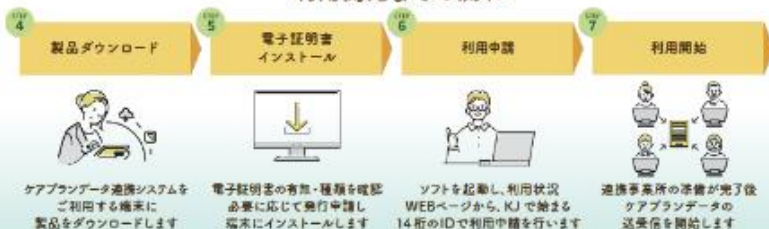
導入したきっかけは、スタッフの負担を減らし、
利用者さんの時間を取ってほしかったためです。
システムの操作は、ドラッグ & ドロップと、ワン
クリックだけで利用できます。
介護業界の時代が変わる瞬間で、間違いない
大きな手段の一つだと思います。

利用開始までのステップ

利用開始前の確認



利用開始までの流れ



事前のご確認



パソコン

OS: Windows10またはWindows11(最新のWindows Updateを適用していること)
推奨モニター解像度: 1366×768ピクセル以上



ソフトウェア

ブラウザ: Microsoft EdgeまたはGoogle Chrome
PDFビューアー: Adobe Acrobat Reader 推奨

よくある質問

- Q. ケアプランデータ連携システムを導入するにはどのような準備が必要ですか？
A. 標準仕様に対応した介護ソフトの導入、クライアントソフトと電子証明書のインストール、システム利用申請が必要です。詳細は公式サイト「ケアプランデータ連携システム スタートガイド導入フロー編」をご参照ください。
- Q. ライセンス料はいくらでしょうか？
A. ライセンス料は、1事業所番号ごとに一月あたり1,750円(税込)、年間21,000円(税込)です。ライセンス料のお支払いは年間一括払いで、介護給付費からの差引、または請求書送付による口座振込となります。なお、ライセンスは1年ごとに更新申請いただく必要があります。
- Q. データ連携できる事業所を教えてください。
A. 福祉・保健・医療の総合情報サイト「WAM NET (ワムネット)」より検索することができます。
<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

公式サイト

詳しいご説明を掲載したサイトをご用意。
使用開始までの手順などを動画つきで解説しています。



電話でのお問い合わせ

TEL 0120-584-708

受付時間 9:00～17:00(土日祝日は除く)
年末年始(12月29日～1月3日)は、お休みさせていただきます。



公式キャラクター
「ケアプー」

「ケアプランデータ連携システム」の活用について④

これまで負荷だった紙でのやりとりをデジタル化する

”ケアプランデータ連携システム”

積極的なご利用をお願いします

利用申請や
システムの詳細は
ヘルプデスクを
ご覧ください



介護人材のキャリアアップ支援

福祉人材キャリア形成支援研修

福祉事業所に従事している職員のための
キャリアアップ研修として、『福祉人材
キャリア形成支援研修』を開催しています。

【問い合わせ】

県福祉人材センター（県社協内）

☎ 073-435-5210



ホームページ

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

- ・ **介護福祉士実務者研修を受講**する方に、実務者研修の授業料、実習費及び教材費等納付金、参考図書、学用品、交通費及び受験手数料等の貸付を行います。（20万円以内 1回限り）
- ・ 介護福祉士として県内の施設で2年間継続して従事すると、貸付金の返還は免除されます。

【問い合わせ】

和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班

☎ 073-435-5223



ホームページ

令和6年度福祉人材キャリア形成支援研修

	研修名	開催日	開催場所	開催方法	対象(参考)			研修内容・目的
					初任	中堅	リーダー・管理系	
階層別	1 キャリアパス対応生員研修・初任者 ※2日間参加のこと	7月30日(火) 31日(水)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○			社会福祉施設等に勤務する新任職員として、役割を遂行するための基本を習得し、自身のキャリアアップの方向性を示唆します。
	2 キャリアパス対応生員研修・中堅職員 ※2日間参加のこと	10月22日(火) 23日(水)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○			社会福祉施設等に勤務する中堅職員として、役割を遂行するための基本を習得し、自身のキャリアアップの方向性を示唆します。
	3 キャリアパス対応生員研修・チームリーダー ※2日間参加のこと	令和7年 1月23日(木) 1月24日(金)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面			○	社会福祉施設等に勤務するチームリーダーとして、役割を遂行するための基本を習得し、自身のキャリアアップの方向性を示唆します。
専門技術研修	4 ファシリテーション研修	5月15日(水)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○	○	○	福祉現場では、スタッフミーティングやサービス担当者会議など様々な会議、また家族や多職種での話し合いなどの場が多くあります。本研修は、効果的な会議や多職種連携を進めるために必要な知識・スキルの習得を目的に開催します。
	5 発達障がい児・者処遇研修	6月6日(木)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面		○	○	発達障がいの特性を理解し、発達障がいのある方と家族を支援するために基本的な視点や知識・技術を習得し、対応や支援の具体的な方法を学びます。 ※勤務経験3年以上の方を対象とした内容となります。
	6 介護技術研修(基礎編)	7月17日(水)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○	○		介護現場において実践できる介護技術(基礎編)を習得するために開催します。
	7 認知症ケア研修(中級編)	10月31日(木)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面		○	○	認知症のある方や家族を支えるために、認知症介護に必要な視点や知識、技術を学びます。
	8 【権利擁護・虐待防止研修】 児童の権利擁護・虐待防止研修	9月5日(木)		対面	○	○	○	児童の権利擁護及び虐待について理解を深め、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう従事者の資質の向上を図り、支援や対応の具体的な方法を学びます。
	9 【権利擁護・虐待防止研修】 高齢者の権利擁護・虐待防止研修	10月29日(火)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○	○	○	高齢者の権利擁護及び虐待についての理解を深め、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう資質の向上を図り、虐待を防止するシステムづくりを学びます。
	10 【権利擁護・虐待防止研修】 障がい者の権利擁護・虐待防止研修	11月13日(水)		対面	○	○	○	障がい者の権利擁護及び虐待についての理解を深め、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応ができるよう資質の向上を図り、虐待を防止するシステムづくりを学びます。
	11 感染症予防対策研修	11月7日(木)	和歌山ビッグ東 (和歌山市)	対面	○	○	○	新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策、又発生してから対応方法等について学びます。
	12 【社会福祉援助技術研修Ⅰ】 社会福祉援助技術の基礎研修	12月(予定)	田辺市	対面	○	○		福祉現場における深刻な人材不足のなか、社会福祉の基礎を学んだことのない職員の増加が予想されます。本研修は、社会福祉の基本理念や利用者支援において必要な基礎的な知識・技術を学び、福祉の専門職として従事することの発展を目的に開催します。

要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

介護分野への就労促進①

介護人材再就職準備金貸付

・ **離職した有資格者**（介護福祉士・実務者研修もしくは初任者研修修了者等）の方が介護職員として**再就職**する際の必要な費用の貸付を行います。（40万円以内 1回限り）

※ 参考図書等の購入、転居費用、勤務上必要な被服費、通勤用自転車購入費、研修費用等

・ 県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合、返還が免除されます。

介護分野就職支援金

・ **他の業種で働いていた方等**が、介護職員初任者研修等を修了し、県内の介護施設・事業所に就職する際の費用の貸付を行います。（20万円以内 1回限り）

※参考図書等の購入、転居費用、勤務上必要な被服費、通勤用自転車購入費等

・ 県内の介護施設・事業所で、2年間継続して介護業務に従事した場合、返還が免除されます。

【問い合わせ】

和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班

☎ 073-435-5223



ホームページ

要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

介護分野への就労促進②

和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金

- ・ 県内の介護サービス事業所等に、**新たに介護職員として就労した介護未経験者**が介護職員初任者研修を受講するために要した経費を補助します。（10万円以内）
- ・ 令和6年度 募集期間：令和6年6月27日（木）～令和7年3月14日（金）

【問い合わせ】

和歌山県 長寿社会課 振興班

☎ 073-441-2519



ホームページ

要件等詳しくは
ホームページで
ご確認ください

貸付制度や補助金につきましては、
事業所内での周知にご協力をお願いします。